

## 議案第 7 号

京丹後市国民健康保険条例及び京丹後市安全で安心な市民生活と観光立市のための新型コロナウイルス感染症等対策条例の一部改正について

京丹後市国民健康保険条例及び京丹後市安全で安心な市民生活と観光立市のための新型コロナウイルス感染症等対策条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和 3 年 2 月 2 5 日提出

京丹後市長 中 山 泰

### 提案理由

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 5 号）により、新型インフルエンザ対策特別措置法（平成 2 4 年法律第 3 1 号）の一部が改正され、令和 3 年 2 月 3 日に公布、2 月 1 3 日から施行されたことに伴い、京丹後市国民健康保険条例及び京丹後市安全で安心な市民生活と観光立市のための新型コロナウイルス感染症等対策条例に規定する新型コロナウイルス感染症の定義について、所要の改正を行うものである。

(別記)

京丹後市国民健康保険条例及び京丹後市安全で安心な市民生活と観光立市のための新型コロナウイルス感染症等対策条例の一部を改正する条例

(京丹後市国民健康保険条例の一部を改正する条例)

第1条 京丹後市国民健康保険条例（平成16年京丹後市条例第149号）の一部を次のように改正する。

附則第5項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）」に改める。

(京丹後市安全で安心な市民生活と観光立市のための新型コロナウイルス感染症等対策条例の一部を改正する条例)

第2条 京丹後市安全で安心な市民生活と観光立市のための新型コロナウイルス感染症等対策条例の一部を改正する条例（令和2年京丹後市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「及び同法附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の京丹後市国民健康保険条例の規定は、令和3年2月13日から適用する。

京丹後市国民健康保険条例(平成16年京丹後市条例第149号)新旧対照表【第1条関係】

現行	改正案
<p>京丹後市国民健康保険条例</p> <p>平成16年4月1日 条例第149号</p> <p>本則 (略)</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 (略) (経過措置)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</p> <p>5 給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナウイルス感染症」という。))に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</p> <p>6～10 (略)</p>	<p>京丹後市国民健康保険条例</p> <p>平成16年4月1日 条例第149号</p> <p>本則 (略)</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 (略) (経過措置)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</p> <p>5 給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))である感染症をいう。以下同じ。))に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</p> <p>6～10 (略)</p> <p><u>附 則</u> この条例は、公布の日から施行し、改正後の京丹後市国民健康保険条例の規定は、令和3年2月13日から適用する。</p>

京丹後市安全で安心な市民生活と観光立市のための新型コロナウイルス感染症等対策条例(令和2年京丹後市条例第44号)新旧対照表

【第2条関係】

現行	改正案
<p>京丹後市安全で安心な市民生活と観光立市のための新型コロナウイルス感染症等対策条例</p> <p style="text-align: right;">令和2年10月2日 条例第44号</p> <p>(目的) 第1条 (略) (定義) 第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>新型コロナウイルス感染症等 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等及び同法附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略) (市の責務) 第3条～第7条 (略)</p>	<p>京丹後市安全で安心な市民生活と観光立市のための新型コロナウイルス感染症等対策条例</p> <p style="text-align: right;">令和2年10月2日 条例第44号</p> <p>(目的) 第1条 (略) (定義) 第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>新型コロナウイルス感染症等 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等</u> <u>をいう。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略) (市の責務) 第3条～第7条 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>